

GPA の活用及び学業実績不良者への警告に関する内規

(平成 31 年 3 月 19 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

GPA の活用及び学業実績不良者への警告に関する内規

平成 31 年 3 月 19 日

(目的)

第 1 条 この内規は、大阪河崎リハビリテーション大学履修規程（以下「規程」という。）第 11 条の 2 第 6 項及び第 12 条の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において、通算 GPA とは、一の学期末において、規程第 11 条の 2 第 2 項から第 5 項の規定により算出した GPA をいう。

(GPA 優秀者に対する特例措置)

第 3 条 規程第 11 条の 2 第 6 項第 2 号の GPA 優秀者に対する特例措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後期の通算 GPA が 2.51 以上の場合、直後の学年の各学期に登録できる単位数は、規程第 4 条第 1 項の規定に係わらず、28 単位とする。
- (2) 3 年次後期又は 4 年次前期配当の臨床実習科目について、履修学期の直前の学期の通算 GPA が 2.51 以上の場合、規程第 4 条第 4 項の規定に係わらず、実習要件を全て満たしていないときでも、当該科目の履修を認めるものとする。

(GPA 不振者に対する個別指導)

第 4 条 規程第 11 条の 2 第 6 項第 3 号の GPA 不振者に対する個別指導は、警告又は勧告とする。

2 警告は、次の各号の何れかに該当する場合に行う。

- (1) 後期の通算 GPA が 1.5 以下となった場合
- (2) 後期の通算 GPA が在籍年次全員の同 GPA の下位 4 分の 1 に属することとなった場合

3 勧告は、前項第 1 号の規定による警告を受けた直後の学年の後期の通算 GPA が、再び 1.5 以下となった場合に行う。

4 警告又は勧告は、別紙様式 1 又は 2 により行う。

(学業実績不良者への警告)

第5条 規程第12条の授業科目の履修が著しく行えていない者とは、次の各号の何れかに該当する場合をいう。

(1) 1年間に修得した単位数が、年間の標準的な修得単位数の6割以下である場合

(2) 1年間に履修した科目の平均出席率が、8割以下である場合

2 警告は、別紙様式3-1及び3-2により行う。

附 則

この内規は、平成31年3月19日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

別紙様式 1

大河大第 号
平成 年 月 日

専攻・学年
学籍番号
氏 名 ○ ○ ○ ○ 様

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学
学 長 ○ ○ ○ ○

後期の通算 GPA について（警告）

あなたの平成○年度後期の通算 GPA が、
1.5 以下
在籍年次の下位の 4 分の 1 に
属すること
となりましたので、このままでは修学が危ぶまれます。
については、学業成績の向上に一層努力されるよう切望します

別紙様式 2

大河大第 号
平成 年 月 日

専攻・学年
学籍番号
氏 名 ○ ○ ○ ○ 様

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学
学 長 ○ ○ ○ ○

後期の通算 GPA について（勧告）

あなたの後期の通算 GPA が、2 年度連続して 1.5 以下となりましたので、このまま学業を継続しても、修学が極めて困難であると見込まれます。

ついては、進路の再検討も含めて、学業を継続されるかどうか十分検討されるよう勧告します。

大河大第 号
平成 年 月 日

専攻・学年
学籍番号
氏 名 ○ ○ ○ ○ 様

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学
学 長 ○ ○ ○ ○

学業実績について（警告）

あなたの
平成○年度の修得単位数が、標準的な修得単位数の
6割以下となりましたので、
平成○年度の平均出席率が、8割以下となりました
ので、
このまま
では修学が危ぶまれます。
ついては、学業に一層奮起されるよう切望します。

大河大第 号
平成 年 月 日

〇〇 〇〇 様

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学
学 長 〇〇 〇〇

学業実績について（警告）

あなたが保証人となっている下記学生の

平成〇年度の修得単位数が、標準的な修得単位数の 6 割以下となりました。

平成〇年度の平均出席率が、8 割以下となりました。

このため、このままでは修学が危ぶまれますので、学業に一層奮起するようあなた様からもご指導をお願いします。

記

専攻・学年

学籍番号

氏 名 〇〇 〇〇